



ふれあい館だより

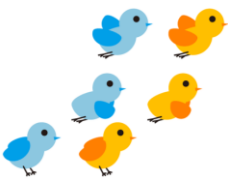


6月23日～29日は男女共同参画週間です

私たちがよく聞く男女平等に関する法律には、昭和 60 年に制定された「男女雇用機会均等法」と平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」があります。

男女雇用機会均等法は、募集、採用、昇進など雇用に関して男女間の差別を禁止する法律です。男女共同参画社会基本法は、男女が対等の立場で、個人として能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事を両立させていく社会を目指す社会活動全般に関する法律です。

どちらの法律も男女間の不平等や差別、格差をなくし、一人一人がお互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成を目指して制定されました。



「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)の交付・施行日である 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として、目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。

性別にかかわらず相手を尊重し、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく私たち一人一人の取組が必要です。



新型コロナウイルスの予防接種が丹波篠山市でももうすぐ始まります。予防接種がいきわたっ



たらまたみんなと楽しくおしゃべりしたり、お食事を一緒にしたりできるようになるのでしょうか。お顔を見ながら、お茶をいただいたり、お話をしたりすること

がとても大事なことだと、改めて感じました。またこの 1 年間で、根拠のないうわさ話が多くの人を傷付けるということも学びました。

これからの日常生活でも周りの人の気持ちを想像しながら、お互いに必要最低限のルールは

守っていく必要があると思います。そして、より心豊かな暮らしが送れることを願っています。

人権推進課	Tel	079-552-6926	Fax	079-554-2332		
畑ふれあい館	Tel/Fax	079-552-4401		味間ふれあい館	}	Tel 079-594-1003
日置ふれあい館	Tel/Fax	079-556-2850		丹南児童館		Fax 079-594-1079
西紀ふれあい館	Tel/Fax	079-593-0093		古市ふれあい館		Tel/Fax 079-594-1001